

議案第182号

川崎市国際交流センターの指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

令和2年11月24日提出

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる 公の施設の名称 及び所在地	指 定 管 理 者		指 定 期 間
	住 所	名称及び代表者名	
川崎市国際交流 センター  川崎市中原区木 月祇園町2番2 号	川崎市中原区 木月祇園町2 番2号	公益財団法人川崎市国際交流 協会・株式会社東急コミュニ ティー共同事業体  代表者 公益財団法人川崎市国際交流 協会 会長 平尾 光司  構成員 株式会社東急コミュニティー 代表取締役 雑賀 克英	令和3年4月1日 から 令和8年3月31日 まで

## 参考資料

### 公益財団法人川崎市国際交流協会・株式会社東急コミュニティーの概要

代表者	公益財団法人川崎市国際交流協会
設立	平成元年8月25日
基本財産	3億37万3,000円
職員数	28名
目的	川崎市内の外国人や市民に対する内外の情報の提供及び川崎市の特性を生かした市民レベルでの国際交流活動を推進することにより、川崎市の一層の国際化を図り、国際相互理解の増進と国際友好親善に寄与し、多文化共生社会の実現をめざすこと。
事業実績	(1) 諸外国の情報及び資料の収集並びに提供、市民レベルでの国際交流に関する事業、国際交流事業の調査及び研究、民間国際交流団体及びボランティアの育成、その他 (2) 川崎市国際交流センター指定管理者
構成員	株式会社東急コミュニティー
設立	昭和45年4月8日
資本の額	16億5,380万円
従業員数	8,075名
目的	次の事業を営むことを目的とする。 (1) 土地建物の管理、賃貸、売買、仲介及びマンション管理業 (2) 家具、家庭用電気製品、電気照明器具、室内装飾用品、消火器具、食料品、衣料品、書籍、事務用品、日用雑貨等の販売及

び斡旋

- (3) 酒類、米穀、煙草、印紙、切手、はがきの販売
- (4) フランチャイズチェーンシステムによるコンビニエンスストアの経営
- (5) 建築工事及び付帯設備工事の設計監理、施工、請負
- (6) 土地建物の経営管理に関するコンサルティング
- (7) マンションの居住者間及び近隣住民とのコミュニティー形成の為に  
行うコンサルティング業務、イベント、カルチャー教室の企画、実施、  
広報誌の発行に関するサービス業務及び上記目的遂行の為に  
施設経営

他 17 事業を営むことを目的とする。

事業実績

- (1) 川崎市国際交流センター指定管理者
- (2) 川崎市青少年の家指定管理者
- (3) 富士見公園南側指定管理者
- (4) 川崎市とどろきアリーナ指定管理者
- (5) 神奈川県立愛川ふれあいの村指定管理者
- (6) 埼玉県立神川げんきプラザ指定管理者 ほか